相模原市・藤野町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原市・藤野町合併協議会規約第10条第5項の規定に基づき、相模原市・藤野町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の議事 その他会議の運営について必要な事項を定める。

(議長等の責務)

- 第2条 会議の議長(以下「議長」という。)は、迅速かつ能率的な会議運営に努めなければならない。
- 2 協議会の委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第3条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(議事の進行)

- 第4条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が一致しない場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決するものとする。
- 2 前項ただし書の規定による表決を行った場合は、その旨を会議録に記載しなければならない。
- 3 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(関係者の出席)

第5条 議長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明 又は意見を聴くことができる。

(傍聴)

- 第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、出席委員の3分の2以上の賛同があるとき は、会議の一部又は全部を傍聴させないことができる。
- 2 会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定める。

(規律)

- 第7条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動をしてはならない。
- 2 前項の規定に違反する者がいるときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、 これを退場させることができる。

(会議録)

- 第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。
 - (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題及び議事の要旨
 - (4) その他議長が必要があると認めた事項
- 2 会議録には、会議資料を添付するものとする。
- 3 会議録は、議長が指名する2人の委員の署名をもって確定するものとする。 (会議録等の公開)
- 第9条 会議録及び会議に提出された資料は、公開を原則とする。

- 2 前項の公開は、閲覧、写しの交付その他会長の定める方法により行う。 (委任)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。